

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成31年1月4日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.okayama.jp/page/400389.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第四十八号)に基づく受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第7の項 岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第四十八号)に基づく受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	岡山県立学校授業料徴収条例第7条 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例第1条の2第2項
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【岡山県立学校授業料徴収条例第7条】 知事が必要と認めるときは、授業料の一部又は全部を減免することができる。 【岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例第1条の2第2項】 知事は、必要があると認めるときは、入学金又は受講料を減免することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例